



土壌汚染対策法

わが国で初めて農地以外の土壌汚染対策の法的枠組みを定めた「土壌汚染対策法」が本年5月22日成立し、2003年1月から施行される予定です。この法律の目的は、土壌汚染状況の把握や土壌汚染による健康被害の防止などの措置を行うことによって土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することにあります。法律が制定された背景には、工場跡地等における土壌汚染について、これまで明らかになることが少なかったものの、近年、工場跡地等の再開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が表面化してきていること、このように土壌が汚染されると、汚染土壌の直接摂取、地下水やそこで生育した農作物の摂取により人の健康に影響を及ぼし、また、農作物の生育阻害等により生活環境に影響を及ぼす重要性が増してきたこと、の2点が挙げられます。すなわち、土壌汚染問題は、水や大気等とともに、人を含めた生物の生存基盤の根幹を揺るがす問題としてここもと急浮上してきたと言えます。

土壌汚染対策の流れをみると、まず、土壌汚染の状況を把握するため、有害物質を使用していた工場等の敷地や土壌汚染の可能性が高い土地についての調査が行われます。次に、調査した結果、土壌が一定の基準以上で汚染されている土地については、その土地区域が汚染区域として指定・公示されます。そして、最後に、その土地の所有者等に土壌汚染の除去等の措置命令が行政より講じられます（図表）。

法律施行により、企業は、土壌汚染が発見された場合の浄化責任等のリスク負担が高まるとともに、工場跡地等の保有土地の資産価値に大きな影響を受けると考えられます。環境省の外郭団体である土壌環境センターによると、浄化作業が必要な土地は全国で約32万カ所あり、その費用は約13兆円という試算がされており、土地を保有する各企業等にとって、土壌汚染リスクは経営上の重要なリスク要因になるとみられます。しかし一方では、土壌汚染リスクを取り除くノウハウを持つ大企業が、最近、土壌浄化等の土壌汚染ビジネスへの参入に乗り出しており、土壌汚染対策は新たな環境ビジネスとしても注目されています。このような事情を鑑みると、今後土壌汚染対策に対する企業の注目度は一段と高まるとみられます。

先浦 宏紀

（資料）三重銀総研作成

